

令和7年度第3回金沢市総合教育会議

日時：令和8年1月28日（水）15:30～16:30

場所：金沢市役所第二本庁舎 2201 会議室

開会

（村角都市政策局長） ただ今より令和7年度第3回金沢市総合教育会議を開催いたします。本日の配布資料でございますが、お手元のタブレット端末に会議の次第、出席者名簿、座席表、説明資料、これを一つのファイルにまとめて配布させていただいております。また、参考資料といたしまして、金沢市教育振興基本計画を、これは別のファイルになりますが、同じく配布をさせていただいております。また、本日の出席者については、2ページ目でございます出席者名簿をもって代えさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

ここから次第に沿って進めてまいります。まずはじめに村山市長から挨拶と、本日の協議議題であります「金沢市教育行政大綱について」の趣旨説明を併せてお願いしたいと思います。

1 市長挨拶

（村山市長） 本日は、本当にお忙しい中をお運びいただきまして、ありがとうございます。そして、明日からまた雪が降るとのことなので、お気をつけいただければと思います。

本日は、金沢市教育行政大綱についてご協議いただきたいと考えております。現行の大綱については、平成27年度に制定されまして、本市の学校教育と生涯学習の両方を推進するための基本方針として、これまで運用してまいりました。大綱の策定から10年という中、今年度、教育委員会におきまして、学校教育と生涯学習に関する計画を一本化した「金沢市教育振興基本計画」が策定をされました。この新しい計画をもって、本市の教育行政大綱に代えることについて、本日、委員の皆さまにお諮りしたいと考えております。担当課から説明させていただきますので、ご質問、ご意見をいただければと思います。

市長と教育委員会が十分に意思の疎通を図り、本市教育の課題や理想像を共有しながら、連携して教育行政を推進することが本会議の目的ということですが、この総合教育会議が設けられた法改正の中で、市長部局と教育委員会との関係の再定義がされたというように思います。この教育行政大綱についても、その一環で定められたものであります。本市として、これまで学校教育と生涯学習それぞれの役割を持っておりましたけれども、それを一本化していくということは十分意義があると。そして、この時代の要請に近いものかというように思っております。よろしくお願いいたします。

2 協議事項

金沢市教育行政大綱について

（村角都市政策局長） 続いて、次第の二つ目、協議事項に移りたいと思います。事務局から資料を説明いたします。

（本島企画調整課長） 企画調整課の本島です。まず資料1の方をご覧ください。「金沢市教育行政大綱について」です。

#5

次のページで、経緯を振り返りたいと思っております。平成 25 年 6 月に国の方で、第 2 期教育振興基本計画を策定しました。その際、地方公共団体、都道府県、市町村に教育振興基本計画の策定に努めるよう、これは努力義務ですが規定をされました。翌年、今の市長挨拶にあった、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が公布され、4 点大きく変わっております。

まず一つ目が、その法律改正する前ですが、教育委員長と教育長を一本化した形で「教育長」の設置ということで、任命権者が、教育長の任命を市長がすることになっております。

二つ目が、教育長に対するチェック機能として、教育委員会議の方での機能強化と会議の透明化ということがうたわれています。

三つ目が、今日の議題になっておりますが、その法律の中で教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策ということで、大綱の策定というものが定められております。その大綱を作る際には、市長と教育委員会の協議・調整の場となる総合教育会議で協議を行うことになっておりますし、四つ目としてこの総合教育会議の設置ということもうたわれた。この 4 点が大きく変わっているところです。

その法律の改正に併せて、まずは学校教育振興基本計画を平成 27 年 1 月に作りました。生涯学習振興基本計画と時期がずれておりましたので、金沢市教育行政大綱、現在の大綱を同じ平成 27 年 10 月に策定をしております。そのときは学校教育振興基本計画には八つの基本方針、方向性があり、平成 27 年 9 月にできた生涯学習振興基本計画には五つの方向性、基本方針があったものを一つにまとめたものが現在の教育行政大綱となっております。

その後、一番下になりますが、本日、この会議の前に金沢市教育振興基本計画が策定されたということで、これまでの学校教育振興基本計画と生涯学習基本計画が一本化されております。

#6

次のページになります。教育行政大綱と今できたばかりの教育振興基本計画の比較と書いてございますが、平成 27 年にできた教育行政大綱には基本方針が五つありますが、同じく策定された教育振興基本計画の基本方針は大きく変わっておらず、五つの基本方針が踏襲されているものになっています。大きく違うのは、振興基本計画の方は 10 年間の計画ということで、策定から 5 年をめどに中間見直しをするということと、教育委員会の事務事業の評価が毎年行われておりますので、その評価結果に基づく見直しも行うことになっております。

#7

次のページで、市の施策と教育行政の連動性を高めるため、「金沢市教育振興基本計画」をもって金沢市教育行政大綱に代えるということを提案したいということで、これについて教育委員のご意見をいただければと思っております。

文部科学省の通知にあります。そこには公共団体において、教育振興基本計画を定めている場合には、市長が総合教育会議において教育委員会と協議をし、その計画を大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を定める必要がないと記載されております。

この後は、教育振興基本計画の内容を教育委員会から説明していただければと思っております。

(前多教育総務課長) 教育総務課の前多です。私の方から計画についてご説明をさせていただきます。資料2になります。

#9

9ページをご覧ください。先ほどの定例教育委員会議での説明と重複いたしますが、ご容赦くださいますよう、お願いいたします。

まず計画の概要についてです。計画策定の趣旨ですが、今回策定した計画は、今ほども話がありました。学校教育と生涯学習の両計画の見直しに併せ、両計画を一本化し、本市の教育行政に関する施策を一体的・総合的に推進するものでございます。

計画の位置付けとしましては、本計画は教育基本法に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられます。

3番、計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、進行管理として、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検評価を実施するとともに、策定から5年後を目途に進捗状況や成果等を検証し、計画の中間見直しを実施いたします。

#10

基本理念は、「自学・共創の学びを通し心豊かな未来を創る 金沢の教育」としております。

6. 基本方針としては、基本理念の実現に向けて、そちらに記載の五つを掲げております。

#11

7. 施策の基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方です。五つの基本方針に基づき、それぞれに取り組むべき施策の基本的方向性を掲げるとともに、方向性ごとに取り組むべき施策の考え方を示しております。基本方針の順に説明いたします。

基本方針1「未来を創る子供の育成」では、五つの方向性と13の施策の考え方を掲げてございます。これまでの学校教育振興基本計画の学力向上や健全な心身の育成をベースに、新金沢型学校教育モデルの実践においても重要なテーマになる「情報活用能力の育成」を施策の方向性として、より明確に示すこととしました。

#12

続きまして基本方針2です。基本方針2は「多様な教育的ニーズへの支援」としております。三つの方向性と七つの施策の考え方を掲げています。先ほど少し説明がありました、教育行政大綱では「特別支援教育の充実」を基本方針として定めておりましたが、新たな計画では特別支援教育に不登校支援なども含め、多様化している子供たちへの支援として、「多様な教育的ニーズへの支援」を基本方針といたしました。また本市の喫緊の課題でもある、「いじめ・不登校等への対応」を新たに施策の方向性として項目出ししております。また、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置を視野に、取り組むべき施策に「不登校児童生徒の教育機会の保障」も掲げています。

#13

基本方針3「家庭・地域・学校が一体となった教育力の向上」では、二つの方向性と10の施策の考え方を掲げています。方向性の一つである「家庭・地域・学校等の連携の推進」では、国が進める「コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進」や、「部活動の地域展開の

推進」を、取り組むべき施策に掲げる他、青少年教育の推進において、「情報モラル・情報リテラシーの向上」に努めるなど、学校だけではなく地域社会全体で子供の育成に取り組んでまいります。

#14

基本方針 4「生涯にわたる学びの推進」では、三つの方向性と 13 の施策の考え方を掲げてございます。基本理念に「自学・共創の学びを通し」と掲げたとおり、施策の方向性には「主体的な学びの推進」と「協働による学びの推進」を柱に、本市の個性を生かした学びの推進も含め、子供から高齢者まで幅広い学びの保障を目指してまいります。

#15

基本方針 5「教育・学習環境の整備」では三つの方向性と七つの施策の考え方を掲げてございます。施策の方向性では教職員の働き方改革の一層の推進を視野に、「働きやすい環境の確保」を明確に示すこととしました。また、「生涯学習環境の充実」として、「学習情報の発信強化」に取り組んでまいります。

この他、本計画では施策の進捗等の検証のため成果指標を基本的方向性ごとに設定したほか、取り組むべき施策の考え方ごとに主な取り組みを明示しています。今後計画の実践にあたって、教育を取り巻く環境の変化や、毎年実施する事業の点検評価の結果を踏まえ、政策の立案・見直しを行うなど、時宜を得た取り組みを実施してまいります。説明は以上となります。

(村角都市政策局長) ありがとうございます。それでは次のページ、ファイルの最後のページ、16 ページになりますが、意見交換とあります。本日の意見交換の論点は、金沢市教育振興基本計画をもって金沢市の教育行政大綱に代えることについて、でございます。事務局からの説明にもありましたが、地方公共団体が定める教育振興基本計画を大綱に代える場合には、総合教育会議での協議・調整が必要とされております。このことを本日は意見交換の論点にさせていただければと思います。ご意見、確認したいこと、あるいは質問でも構いません、おありになる方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(村山市長) 金沢市教育行政大綱については、首長が定めるものなのですね。金沢市学校教育振興基本計画であったり、金沢市生涯学習振興基本計画については、教育委員会が定めている。総合教育会議で諮ってと言われているのは、つまり、市長部局が策定する大綱について、今ほど協議いただいた金沢市教育振興基本計画を市長部局が定めるということになって構わないかということなののでしょうか。それとも、教育振興基本計画の策定権者は変わらず、教育長のままということなのでしょうか。

(村角都市政策局長) 教育委員会で振興基本計画を策定したので、そのことをもって大綱を策定する必要がないこととしてよろしいかということになっています。

(村山市長) そのために総合教育会議があるということになるのですね。

(村角都市政策局長) はい。その他いかがでしょうか。大島委員、お願いします。

(大島教育委員) 先ほどの定例教育委員会で金沢市教育振興基本計画については協議をさせていただきまして、非常に分かりやすく五つの基本方針があって、それに対して方向性や取り組む施策の考え方が明確になっていて、それを毎年、大きくは5年後にチェックしていくということで、非常に分かりやすい内容であったので、われわれとしては特に問題なく承認させていただくということにさせていただいております。

今回この大綱に代えるという一つの目的として、市の施策と教育行政の連動性を高めるということで、それはメリットとして非常に大きいのであれば、私は特段の問題はないのではないかと思います。参考に、例えば石川県のその他の市町においても、同じような流れになっているのか、そうではないのかということを知る範囲で教えていただけますか。

(本島企画調整課長) 金沢市の場合は教育振興基本計画と別に教育行政大綱を作りましたが、その当時、石川県は教育振興基本計画を作って、それを大綱に読み替えていました。それ以外にも県内の各市で同じような形でやっている都市は、かほく市、小松市、七尾市などで、かほく市は、教育振興基本計画を大綱に読み替えていますし、小松、七尾、能美、羽咋は、振興基本計画を策定せずに大綱を策定している状況です。

(大島教育委員) ありがとうございます。

(本島企画調整課長) 当時、市長部局と教育委員会と方向性がちょっとずれている都市があって、この法律改正があったわけです。本当に基本的な方向性、方針を、市長部局、教育委員会と一緒に方向に向きましょうということを示したものが大綱かなと思います。

(大島教育委員) はい、ありがとうございます。

(村角都市政策局長) 他に、いかがでしょうか。

(村山市長) 金沢市のように両方あるところは。

(本島企画調整課長) 少ないです。本市はこれまでは計画が複数あったところ、今回、両計画を一本化した教育振興基本計画ができるので、それを大綱に代えてもいいのではないかなと。

(木村教育委員) 教育振興基本計画と教育行政大綱、内容は一緒というふうに捉えてよろしいのですか。

(本島企画調整課長) 内容は同じです。基本方針とか方向性は市長部局も同じような方向性を向き、計画に載っている細かい施策については教育委員会で実施、執行していくものかなと思っています。

(木村教育委員) 最近では、どんどん不登校が増えたり、非常に変わってきています。計画は毎年見直すとおっしゃっていただいていたのですが、ITとか学校事務にデジタルを取り入れたりしており、5年たったら随分変わるのではないかなという気もしないではないです。でも、毎年見直すのなら、やはり単年度の方がいいのではないかなと思いました。

(前多教育総務課長) 先ほどの会議の方でも申し上げましたが、今回、教育ということである程度中長期的な立場に立つ必要があることから、10年間の計画期間を設定させていただきました。その中で、毎年、法に基づく点検評価を実施して、その中で個別の、いわゆる事業ごとの見直しというのは随時図っていく必要があると思います。それ以外で、まずは5年をめどに見直しをするということを明確に提示させていただいた上で、その他大きな変化等がございましたときには、必要に応じて計画自体の見直しを図っていきたいと考えています。

(木村教育委員) 分かりました。

(本島企画調整課長) 以前に担当していたのですが、一番最初に出てきた学校教育振興基本計画は期限がありませんでした。生涯学習の方は推進計画というのがありまして、それは10年間ずっとやっていたものと期限がないものがあったので、今木村委員がおっしゃったとおり、時代変化というのは結構早いので、今回前多課長が言ったとおり、10年間という計画期間を決めて、中間見直しをしながら、また毎年細かいところの見直しをされていくかなと思っています。

(村角都市政策局長) はい、長澤委員お願いします。

(長澤教育委員) 6ページでまとめてくださったように、大綱と基本計画の内容は同等であり、また市長部局と教育委員会が同じ方向を向いて教育行政を決めてきたという実態を踏まえすと、今回基本計画をもって大綱に代えるという措置は流れ的に自然だと考えます。大綱と基本計画の内容に齟齬があるとか、方向性が違うとか、今そういう前提ではないところを考えると、取って代わるということについて問題がないのではないかとというのが私の意見です。

加えて、基本計画においては進行管理がなされ、きめ細かな時代に即した変更をしていく、より柔軟なものになっていくのであれば、より望ましいものだろうというふうに考えています。

(村角都市政策局長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、山本委員、お願いします。

(山本教育委員) この基本計画を大綱に代えるということに関して、全く異議ありません。先ほどの定例会でも申し上げましたが、今回この基本計画において、学校教育の計画と生涯学習の計画が一緒になったということは非常に素晴らしいことだと思います。学びというのは人生を通してのもので、金沢市の市民に対して、このことについてのメッセージを送ることになり、非常に意義があることだと思います。

(村角都市政策局長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。野口教育長、何かございますか。

(野口教育長) はい。どのように話していこうかなと思っていました。私が平成24年4月にこの仕事に就かせていただいたとき、本市の教育行政は二つの柱で動いていたのではないかと考えています。

その一つは何かというと、平成13年12月に制定された、「子どもの幸せと健やかな成長を図

るための社会の役割に関する条例」。いわゆる「金沢子ども条例」。これを源に持つ「金沢子どもを育む行動計画」。これが一つの柱だったと思っています。もう一つは、「金沢市生涯学習推進計画」です。これは、昭和54年5月に制定された金沢市民憲章を基にして、平成4年に金沢市生涯学習推進基本構想が作られていますが、それを基にして、この推進計画が作られました。この二つです。

それらを基にしながら、私はこの仕事をさせていただいてきましたが、さかのぼること、自分が学校で勤務していた平成18年に国の教育基本法が大きく変わりました。教育基本法のスタートは昭和22年です。平成18年の改正においては、教育の目標とか生涯学習の理念、教育の機会均等、義務教育、学校教育、家庭教育、幼児期の教育、社会教育、それと学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力ということが条文で書かれています。最終的に17条で、国において教育振興基本計画を作るということが定められています。

このことを基に、第1次の基本計画を経て、先ほど本島課長がおっしゃった、第2次の教育振興基本計画が国で策定されています。平成26年には全国的に各自治体で教育大綱を作ろうといった協議がなされます。しかしこの当時、金沢には教育振興基本計画はありません。そのときに私から、平成25年度の段階だったと思うのですが、「金沢教育振興基本計画が要らないのですかね」という話をいたしました。その際、現在の副市長は教育総務課長でしたが、「作らなければならないですね」ということになりました。

生涯学習はこれを持っていましたので、学校教育について作らなければいけないということになって、学校教育を作り始め、平成27年1月にこれが策定されています。ところが、生涯学習については推進計画でしたから、振興基本計画という名称に統一した方がいいということになり、平成27年9月にちょうど改定期を迎えていた推進計画を振興基本計画に改めました。この2つの計画は8カ月間のタイムラグはありましたが。

このとき地教行法では、大綱を策定しなくてはいけないとされていたので、「二つを統合して大綱にしてはどうか」ということになり、当時のメンバーが汗をかき、大綱の形にまとめあげ、総合教育会議でご承認いただいて、今に至っています。このとき、「いずれはこの二つの基本計画を一緒にして、金沢市としての教育振興基本計画にしなければいけないのではないか」という意見がありました。

10年経ち、今回ようやく一本化したということは非常に意義があるし、良かったなと思っています。この10年間の中で、教育が抱えるさまざまな課題が、学校教育だけで解決できるものでもないし、生涯学習だけで解決できるものでもなく、一体となっていないとなかなか解決が難しくなってきたなという実感を持っています。

先ほどの定例教育委員会議でも出ていましたが、デジタルシティズンシップ教育、これを例にとっても、学校教育だけではなく、生涯学習でも行っていく必要があります。今回教育委員会で策定した「金沢市教育振興基本計画」をもって教育行政大綱にしていただければ非常にうれしいです。以上です。

(村角都市政策局長) ありがとうございます。各委員からのご発言、ご意見を受けて、市長、ご発言ございましたら、お願いしたいと思います。

(村山市長) おおむね皆さんの意見は一致しているように思いました。教育振興基本計画をもって教育行政大綱にということになっていきますけれども、1月という月は新年互礼会がたくさんありまして、各校下での新年互礼会にお呼びいただきます。そこには公民館長もいれば、小学

校長、中学校長も欠かさず来ていらっしやって、地域の連合町会長や各町会長がいらっしやるという中で、地域の中にある学校との結びつきの強さと、そして生涯学習も含めた地域、あるいは学校との連携ということを非常に強く感じる場面です。

公民館連合会の出席者に、今回、学校教育振興基本計画と生涯学習振興基本計画、これが一本化することの意義を話された方もいらっしやいました。そして一本化された中で、教育振興基本計画が今回作られ、そして金沢らしくというか、ここまで最初から一本化するのではなくて、2本あった中で1本にしていこうということの議論をしっかりと、大綱と代えるということまで丁寧に議論を積み重ねたということの経緯も含めて、地域の方も学校関係者も非常に大事に思う計画が作られてきたのかなというように思っています。

総合教育会議を年間を通じて開催させていただく中で、市長部局と教育委員会部局は、例えば不登校の課題に対しても、さらに中学校の部活動の地域展開の課題についても、意思疎通よく展開できてきたというのも、この一本化するためにも良い方向だったのかなというふうに思っております。

国が全国的な状況を見て憂いて作ったものだと思いますけれども、何ら問題がないのかなというふうに思っておりますし、教育委員の皆さま方にはご理解いただいているということを感じたいと思います。ありがとうございます。

閉会

(村角都市政策局長) ありがとうございます。

それでは、金沢市教育振興基本計画をもって金沢市の教育行政大綱に代えることとしてよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(村角都市政策局長) ありがとうございます。

それでは、本日の協議事項については以上となりますので、これをもちまして、令和7年度第3回金沢市総合教育会議を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。